# ごうぎんインターネット積立定期預金規定

## 1. (サービス内容)

端末からの依頼に基づきインターネット専用の積立定期預金の口座開設、預入、変更、照会、解約を行うサービスをいいます。 指定した目標周期で積み立て、目標周期到来時に、積み立てた預金を一括自動解約のうえ、その元利金をまとめた「おまとめ 明細」を積立定期預金に再預入します。「おまとめ明細」の預入期間は目標周期の期間となります。

#### (1) 口座開設

インターネットバンキングの代表口座の同一取引店に、インターネット専用の積立定期預金口座を開設します。

この口座は、インターネットバンキングのサービス利用口座として登録されます。

開設時に「毎月の積立金額」「毎月の振替日」「特別積立月(任意)」「特別積立金額(任意)」「目標周期(おまとめサイクル)」を指定していただきます。

この口座の届出印は、代表口座の届出印と同一とします。

また、通帳は発行しませんので、取引内容は後記(4)照会サービスで確認してください。

### (2) 口座振替による預入

契約者が指定する振替日に積立金額を引落しのうえ、積立定期預金口座に預入手続きを行います。

預入における適用金利は、受付時点ではなく、当行が取扱う時点の金利を適用します。

この預金の積立額は、1,000円(1円単位)以上とします。

積立ごとにおまとめ日を満期日とする満期日指定のスーパー定期預金として取扱います。

なお、指定する振替日以外でも任意に預入(以下「都度預入」といいます。)が可能です。

#### (3) 契約内容等の変更

「積立定期預金条件変更」により積立定期預金の契約内容(積立日、積立金額等)の変更、振替の一時停止・振替契約の新規申込を行います。積立日の前日までに受付した「積立一時停止・積立開始」は、直近の積立から停止・開始されます。それ以降の受付については、直近の次回積立から停止・開始されます。

#### (4) 照会

「積立定期預金明細照会」により預入明細一覧および預入の明細の残高・金利情報について照会が可能です。

#### (5)解約

この預金を解約するときは、「ごうぎんインターネットバンキング」により、「積立定期預金中途解約」の手続きを行ってください。窓口、ATMでの取扱いはできません。

解約可能な明細一覧から解約ができます。当行で解約申込の当日に解約処理を行い、当行所定の中途解約利率により計算した利息とともに指定口座に入金します。

なお、利息計算書は発行しませんので、取引明細照会にてご確認ください。

全明細を解約された場合でも口座は解約となりません。

### 2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。) および預入日における当行所定の利率(以下「約定利率」という。)によって計算し、満期日にこの元金に組入れて継続します。
- (2) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- (3) この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日

までの期間について、解約日現在の当行所定の期日前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- 3. (サービス利用口座からの支払)
- (1) 積立日、積立金額の依頼内容が確定した場合、当行は指定された日にサービス利用口座から預入金額を引落しのうえ、 手続きを行います。
- (2) 引落しのサービス利用口座は、普通預金とします。
- (3) サービス利用口座からの資金の引落しは、各種預金規定にかかわらず、預金通帳、カードおよび払戻請求書の提出は不要とします。
- (4) ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該依頼に基づく取引は不成立となります。

これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- A.サービス利用口座が解約済のとき。
- B.預入金額が、サービス利用口座の支払可能金額を超えるとき。
- C.差押等やむを得ない事情があり、当行が支払あるいは入金を不適当と認めたとき。
- D.サービス利用口座に対し諸届出があり、それに基づき当行が支払停止の手続きを行ったとき。
- E.当行の責めに帰さない事由により、取引ができなかったとき。

## 4. (おまとめ明細)

- (1) 口座開設時に積立定期預金の目標周期(おまとめサイクル)を指定してください。おまとめサイクルは6ヵ月、1年、2年、 3年のいずれかとします。
- (2) 積立金は、口座開設日を基準とするおまとめサイクルの応当日に預金利息と合算して目標周期を期間とするスーパー定期預金(おまとめ明細)として受入れます。
- (3) おまとめ明細の金額が1,000万円以上となった場合、当行大口定期預金の金利を適用せず、スーパー定期預金の利率を適用するものとします。
- (4) おまとめ明細の満期日のお取扱いは、初回おまとめ時と同様、目標周期を預入期間とするスーパー定期預金とし、すべて「元利継続」となります。継続時の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (5) おまとめ明細は、「積立定期預金明細照会」から確認ください。
- (6) おまとめ明細を解約するときは、「積立定期預金中途解約」の手続きを行ってください。
- 5. (取扱い時間)
- (1) 口座開設は受付日の翌営業日扱いとします。
- (2) 都度預入取引および中途解約取引は、受付日の当日に預入・解約を行います。
- 6. (取引上限額)

一取引あたり、および1日あたりの預入金額は、当行所定の上限金額の範囲内とします。なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の一取引あたり、1日あたりの上限金額を変更することがあります。ここでいう「1日」の起点は、毎日午前0時とします。

### 7. (取引確認)

本サービスで取引を行った後は、すみやかに端末により「ご依頼内容の照会」を行い、最終的な取引内容を確認してください。 万一、取引内容・残高等に疑義がある場合は、当行に連絡してください。

8. (依頼内容の通知・照会先)

依頼内容に関し、当行より契約者に通知・照会する場合には、お届けのあった住所、電話番号を連絡先とします。連絡先の 記載の不備または電話の不通等によって通知・照会ができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いませ ん。

# 9. (準拠)

この預金は、本利用規定によりお取扱いするほか、本規定に定めのない事項については、「ごうぎんインターネットバンキング利用 規定」「ごうぎんインターネット定期預金規定」によりお取扱います。

# 10. (規定等の変更)

- (1) 本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以上

預 747 (2022.6 制)